

様式6号〔賃金助成の内訳〕(裏面)

提出上の注意

この様式は、賃金助成額(すべての訓練)及びOJT実施助成額(認定実習併用職業訓練のみ)の算定をする場合の様式となっております。

記入上の注意

- 1 欄は、年間職業能力開発計画(様式3-1号)と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 欄は、当該訓練の助成区分として該当するものに「○」を記入してください。
- 3 欄は、東日本大震災復興対策による特例措置について該当する区分に「○」を記入してください。
- 4 欄は、年間職業能力開発計画(様式3-1号)と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 5 欄は、助成対象者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記入してください。
- 6 欄は、助成対象者ごとの助成対象となるOFF-JTの時間数(職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを実施した場合は当該時間を含めること。)を記入してください(なお、助成対象となる訓練時間数は20時間以上あることが必要です)。
助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
(例) 助成対象となる訓練時間数が20時間20分だった場合
助成対象となる訓練時間数=20 20/60時間
- 7 欄は、認定実習併用職業訓練を実施した場合に、助成対象労働者ごとの助成対象となるOJTの時間数を記入してください。
助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
(例) 助成対象となる訓練時間数が20時間20分だった場合
助成対象となる訓練時間数=20 20/60時間
- 8 欄は6欄の合計と賃金助成額を記入してください。賃金助成額の小数点以下は切り捨ててください。助成単価については、該当する区分にレ点をつけてください。
なお、1人1コースあたりの助成時間の上限は1,200時間となります。ただし、認定職業訓練または自発的職業能力開発で学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は能開法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校を受ける場合は1,600時間を限度とします。
- 9 欄は認定実習併用職業訓練を実施した場合に、7欄の合計とOJT実施助成額を記入してください。OJT実施助成額の小数点以下は切り捨ててください。
なお、1人1コースあたりのOJT実施助成の助成限度額の上限は40万8千円となります。

その他

- 1 賃金助成及びOJT実施助成については、所定労働時間内において実施された訓練のみが助成対象となります。そのため、所定労働時間外及び休日を実施した訓練が含まれる場合には、当該時間は助成の対象にはなりません。
- 2 助成対象となる被保険者は、訓練実施計画届の提出時の添付書類である「訓練別の対象者一覧」(様式3-2号)に記載の被保険者となります。そのため、「訓練別の対象者一覧」に記載のない者が受講しても助成対象にはなりません。

【助成率】

通常分

対象訓練	対象経費等	OFF-JT		OJT
		訓練を受講している時間に対して支払った賃金	訓練に要した経費	実施助成
一般型訓練		【助成額】 400円(1h)	【助成率】 1/3	
政策課題対応型訓練	若年人材育成コース	【助成額】 800円(1h)	【助成率】 1/2	
	成長分野等人材育成コース			
	グローバル人材育成コース			
	熟練技能育成・承継コース			
	認定実習併用職業訓練コース			
	自発的職業能力開発コース			

特定被災区域に所在する事業主

対象訓練	対象経費等	OFF-JT		OJT
		訓練を受講している時間に対して支払った賃金	訓練に要した経費	実施助成
一般型訓練 認定実習併用職業訓練コース		【助成額】 800円(1h) 400円(1h)<大企業>	【助成率】 1/2 1/3<大企業>	【助成額】 600円(1h) 600円(1h)<大企業>

※特定被災区域に所在する事業主のみ大企業に対する助成が発生

震災等の影響を受けた事業主に対する特例(特定被災区域以外の中小事業主)

対象訓練	対象経費等	OFF-JT		OJT
		訓練を受講している時間に対して支払った賃金	訓練に要した経費	実施助成
一般型訓練 認定実習併用職業訓練コース		【助成額】 800円(1h)	【助成率】 1/2	【助成額】 600円(1h)